

## 令和 8 年度 社会福祉法人 大阪府社会福祉協議会 事業計画

### < 基本的考え方 >

○物価高騰や人口減少、孤立・孤独に起因する問題など地域福祉課題が深刻化する中、令和 8 年度においては包括的な支援体制の整備をめざす社会福祉法の改正が予定されており、なかでも頼れる身寄りがない高齢者等への対応や成年後見制度見直しの動向を踏まえた対応が大きな課題となっています。本会においては昨年度策定した第 3 期地域福祉活動計画を基本に、大阪府をはじめ、市町村社会福祉協議会（以下、市町村社協）、民生委員・児童委員、社会福祉法人・福祉施設、ボランティア・NPO、企業など多様な主体と連携・協働し、「地域共生社会」の実現に向けて、地域福祉推進基盤の強化に取り組めます。

○現在、地域福祉活動には大きな期待が寄せられる一方で住民同士のつながりの希薄化が進行し、昨年の民生委員の一斉改選においては委嘱率が低下するなど担い手不足が顕著になっています。個々人の価値観が多様化し地域社会は急速に変容しており、担い手確保のためには、新たな参加手法の創出や組織運営の工夫により、多様な住民や団体の参加を促進し、地域社会のつながりを再構築するとともに地域福祉推進基盤の強化に取り組んでいきます。

○加えて生活面では、例えば物価高などで厳しい生活状況にある方には、貸付事業における総合相談機能の強化や、特例貸付の借受人に対するフォローアップ支援事業の充実をはかるため、市町村社協や大阪しあわせネットワーク・地域貢献委員会、関係機関と連携し包括的な支援体制の強化に取り組んでいきます。また、頼れる身寄りのない高齢者等への対応や成年後見制度見直しの動向を踏まえた対応についても同様に、行政をはじめ、関係機関とも十分に連携し、事業実施基盤等の検討に取り組んでいきます。

○福祉サービスについては物価高騰や深刻化する人手不足の影響を受け、サービスの維持そのものが困難な状況が顕在化しています。ついては安定的な経営に向けた支援、および福祉人材確保（採用・育成・定着）に関する取り組みを強化します。一方で社会福祉法人制度への信頼を揺るがす社会福祉施設・事業所における虐待・権利侵害の根絶に向けて、社会福祉に関わる全ての関係者の人権意識を高め、福祉サービスの質の向上をはかる取り組みを社協全体で推進します。

○災害対策については、新たな法制における福祉の位置づけの動向などを踏まえ、府社協として総合的な支援展開ができるよう、取り組みの整理・強化をすると同時に、人材育成および支援活動の ICT・DX 化についても推進していきます。

○こうした情勢と課題を踏まえ以下の 4 点を重点事業とし、地域共生社会の構築に向けて、地域における包括的な支援体制の実現をめざします。

## < 重点事業 >

### 1. 地域福祉推進基盤の強化に基づく、府域と市町村域での社協と福祉施設、民生委員・児童委員をはじめとした地域関係者との包括的な支援体制の構築支援 <第3期計画 重点事業項目 1-①②>

地域住民の複合・複雑化した支援ニーズに対応する「地域における包括的な支援体制」の構築が求められています。そのためには、重層的支援体制整備事業や地域における様々な事業、協働の場を活用し誰もが支え合う地域を創っていく必要があります。一方で、地域福祉推進にかかわる事業・予算の見直しなども行われており、これまでの実績や成果に基づきこれからの体制整備に必要な提案を行っていきます。

また、福祉の担い手不足や自治会加入率の低下などで地縁組織が弱体化する中、地域福祉推進の基盤となる「地区福祉委員会」や小地域ネットワーク活動の活性化、またコミュニティーワーカーやCSW、ボランティアコーディネーター等の一層の強化や専門性の向上を図ります。

特に、社会福祉法人・福祉施設については、地域住民から期待される地域福祉の拠点となるよう「大阪しあわせネットワーク」と「地域貢献委員会（施設連絡会）」の連携をより一層強化し、「大阪モデル」の実現を推進していきます。

### 2. 福祉人材の確保と育成、定着の支援

<第3期計画 重点事業項目 1-②/3-①②>

深刻な福祉人材確保（採用・育成・定着）の課題に向けた取り組みを強化するとともに、社会福祉法人制度への信頼を揺るがず社会福祉施設・事業所における虐待・権利侵害の根絶に向けて、社会福祉に関わる全ての関係者の人権意識を高め、福祉サービスの質の向上をはかります。

また、種別部会との連携をこれまで以上に進め、若い世代の参入と定着促進を図るとともに、研修においては、研修ニーズに応えた体系整理をはじめ、職種や階層ごとの専門性の向上により人材育成と職場定着の支援を強化します。

若年層に対しては、大阪府教育庁と連携し、「わかりやすいことば」や保育・福祉体験等を通じて保育・介護の仕事、福祉の魅力を届けるとともに、福祉系大学の学生や介護等体験事業と連携した教員候補者への発信など、幅広い世代や関係者に向け、さらに工夫を加え広報力を向上させ保育・福祉分野への進学・就職につなげます。

加えて地域における福祉教育については多様な主体と連携した新たなプログラムの開発や内容充実を行い、府内での展開に取り組みます。

### 3. 生活福祉資金特例貸付償還等業務の安定運用と生活困窮者の自立支援と総合的な権利擁護支援体制の構築に向けた取り組み

《第3期計画 重点事業項目 2-①②》

生活福祉資金特例貸付償還等業務について、適正な債権管理と、市町村社協と協働してフォローアップ支援の取組を強化し、大阪しあわせネットワークや地域貢献委員会、自立相談支援機関や他制度など地域へのつなぎ等により、社協らしい包括的支援を展開していきます。

加えて、物価高騰等で生活に困窮されている方々についても、生活福祉資金の貸付において市町村社協とともに相談事例の分析やノウハウの共有を図り、個別支援メニューの開発など総合相談支援機能の充実強化を進めます。

また、頼れる身寄りがいない高齢者等への対応については府内でも試行的に事業を実施するとともに、今後の役割や実施体制について大阪府とともに検討を行い、現行の日常生活自立支援事業の改善や成年後見制度の見直しの動向を踏まえた事業強化も含め、国、全社協等への提言等に取り組みます。

### 4. 災害時における福祉支援活動の充実・強化

《第3期計画 重点事業項目 4-①②③》

災害時に総合的な福祉支援活動が展開できるよう、行政をはじめとして関係機関との連携を深めるとともに、支援活動の位置づけや連携体制について、全社協が設置促進する災害福祉支援センターの役割・機能を参考に取り組みを進めます。

また、大阪府災害ボランティアセンター機能の対応力の向上をめざし、センターの運営者など人材養成について強化するとともに ICT ツールを活用したセンター運営を推進し、発災時における迅速な府内市町村の状況やニーズを把握する仕組みの整備、それらを活用した部署を横断した総合的な訓練に取り組みます。

## 総務企画部

第3期地域福祉活動計画にもとづき、ICTを活用した部署間連携の推進や業務の効率化をさらに進めるとともに、データの一元化、IT資産管理体制の構築、電子決裁の推進等を行い、さらなるICT化とDX化の推進に向けた検討及び取り組みを行う。

災害対応としては、「災害時における福祉救援災害対策マニュアル」をもとにBCPや部署間連携を意識した訓練を行い、マニュアルの検証と見直しを行う。また災害時のBCPを可能とするネットワーク環境の整備に取り組む。

職場環境においてハラスメントのない働きやすい環境整備の推進と「人材育成・定着のための基本方針」に基づく人材育成・定着に向けた取り組みについてさらに進め、またOJT、職場内外のOFF—JTの推進と計画的な実施に取り組む。

「指導センター長期修繕計画」及び「将来計画検討委員会」の提案にもとづき、中期修繕計画（令和9～13年度）の作成を行う。

### <総務企画グループ>

#### 1. 法人運営と法人基盤の強化

- (1) コンプライアンス及び人権意識を徹底した法人運営
- (2) 会員制度の充実
- (3) 第3期地域福祉活動計画に基づくICT化、DX化の推進に向けた検討及び実施
- (4) 指導センターの適切な修繕等の実施並びに計画的な財源等の確保
- (5) 指導センター中期修繕計画（令和9～13年度）の作成

#### 2. 大規模災害等に備えた支援体制づくり

- (1) 災害に備えた防災減災への取組と日頃からの支援ネットワーク構築（地域福祉部、施設福祉部と共同）
- (2) 「災害時における福祉救援災害対策マニュアル」にもとづく訓練の実施
- (3) 「災害時における福祉救援災害対策マニュアル」の検証及び見直し
- (4) 災害時のBCPを可能とするネットワーク環境の整備

#### 3. 働き方改革に応じた雇用環境の整備、人事管理の充実

- (1) 適正な人員規模を勘案した採用活動の実施
- (2) 「人材育成・定着のための基本方針」に基づく人材育成・定着に向けた事業及び研修（OJT・職場内外OFF—JT）の推進・実施
- (3) 多様性を尊重する意識醸成とハラスメント防止の推進及びカスタマーハラスメント対策の実施の義務化への対応

#### 4. 広報活動(情報発信)と提言活動

- (1) 機関紙、ホームページ、SNS等による情報発信の充実及び発信方法の検討
- (2) 広報のあり方に関する検討会議の開催

- (3) 大阪府等に対する施策の提言
- (4) 大阪府社会福祉大会（11月）の開催
- (5) バリアフリー2026（4月）の開催

## 5. 基金事業と助成事業の運営

- (1) 「にじいろみらい基金」等基金管理および助成事業の運営と寄付文化醸成の検討
- (2) 共同募金運動の推進

## 6. 介護サービス情報の公表事業の実施

- (1) 介護サービス情報の収集と公表及び手数料の代行徴収
- (2) 介護サービス情報の活用に向けた検討

## 7. 損害保険代理店業務の実施

- (1) 会員向け団体制度の充実と集団扱等の法人契約の推進強化
- (2) 顧客・新商品の開発推進
- (3) 代理店業務を通じた自主財源確保の強化

## <経理室>

### 1. 適正かつ円滑な経理事務の執行

- (1) 予算に基づく管理、事業計画に基づく計画的な執行
- (2) 経理マニュアルに基づく経理事務の適正な執行
- (3) 会計伝票電子承認化の検討

### 2. 内部けん制の確立

- (1) 事業の適切な会計管理と会計処理の点検強化
- (2) 不正防止のための厳重な資産管理
- (3) 取引実績調査の実施

### 3. 財政基盤の強化

- (1) 決算からみた財政状況の分析ならびに自主財源の確保
- (2) 社会情勢の変化に応じた資産の柔軟な運用

### 4. 法定監査(会計監査人)導入に向けての対応準備、内部統制の強化

- (1) 法定監査（会計監査人）導入に向けての内部統制の整備・運用、社会福祉法人会計基準などの各種法令基準に基づく会計処理の点検

### 5. 市町村社協・社会福祉法人等の支援

- (1) 市町村社協支援における他部署との連携協力
- (2) 市町村社協や社会福祉法人等を対象とした会計研修や会議等への協力

## 地域福祉部

市町村社協では、小地域ネットワーク活動など地域の見守りや支えあいを基盤に、CSW等の総合相談に取り組むとともに、民生委員・児童委員や福祉施設(大阪しあわせネットワーク、地域貢献委員会等)とのネットワークにより、包括的支援体制の構築にむけた取り組みを進めている。市町村社協が地域づくりと相談支援それぞれの機能強化を図りその役割を発揮できるよう、方向性の検討や課題整理等を行う機会をもちながら支援していく。

高齢化の進展や単身世帯の増加により、頼れる身寄りのない高齢者等の課題に対応するための取り組みが求められるとともに、障がい者の地域移行が進む中、権利擁護ニーズの多様化と増加が見込まれている。民法改正や社会福祉法改正の動きも注視し、身寄りの課題に関して先行事例の情報収集と研究・検討を進めるとともに、事業の試行的実施を行う。また、成年後見制度見直しの動向をふまえて、現行の日常生活自立支援事業強化を目的とした協議や働きかけ、ならびに市民後見人養成や活動支援のあり方についての整理・検討を進める。

多様な主体と連携・協働した福祉教育を推進するため、実践やプログラムなどについてともに学ぶセミナーを開催する。大阪府市町村ボランティア連絡会が30周年を迎えることから、府域のボランティア活動の活性化にむけた調査や交流会開催などに取り組む。また、平時から防災・減災の基盤整備を行う常設型の災害ボランティアセンターを運営し、災害時における活動支援のための人材育成や広域ネットワークの連携強化を図るとともに、府内社協間連携・情報共有のためのICTツールの導入および活用を進める。

困窮者支援(9 町村部の生活困窮者自立支援事業を受託)については、町村や関係機関と連携して相談支援や地域づくりに取り組むとともに、生活支援部との連携により、市町村社協が行う特例貸付フォローアップ支援事業の円滑な事業展開に向けて支援を行う。

### <地域福祉グループ>

#### 1. 府域の地域福祉推進

- (1) 地域福祉推進のための協働実践の推進
  - ① テーマ別(小地域福祉活動や当事者組織支援、福祉教育推進など)の会議・研修等の開催
  - ② 地区福祉委員会や小地域福祉活動の活性化を図る取り組み推進
- (2) 人材養成
  - ① コミュニティワーカー人材養成の充実
  - ② 地域福祉活動リーダー及びボランティア等の担い手養成
- (3) 地域福祉推進のための事業および財源確保の検討、要望活動の推進

#### 2. 市町村社協の取組支援

- (1) 市町村社協組織強化の支援
  - ① 担当者および部課長会議などの実施(新たな制度や法改正への対応、社協基本要項2025を踏まえた社協の取り組み課題の協議等)

- ② 人材確保・育成・定着に向けた取り組みの推進強化
- ③ 包括的支援体制の構築に向けた取り組み（多機関・多分野が協働したな支援体制の構築に向けた市町村支援事業の実施、社協としての推進方策の検討等）
- (2) 大規模災害時を見据えた平時の府内社協間連携・情報共有のための ICT ツールの導入および活用
- (3) 大阪府市町村社会福祉協議会連合会への事務局支援
- (4) 大阪府市町村社協職員共済会の運営協力
- (5) 市町村社協概況調査の実施（VC 含む）

### **3. 地域貢献委員会（施設連絡会）の活動充実支援**

- (1) 地域貢献委員会（施設連絡会）の活動充実支援
- (2) 市町村の包括的支援体制構築における地域貢献委員会（施設連絡会）との連携の推進（「包括的支援体制と社会福祉法人等の協働に向けた提案（大阪府）」にある大阪モデルの具現化）
- (3) 地域貢献委員会（施設連絡会）代表者会議、担当者会議の開催

### **4. 大阪しあわせネットワークとの連携推進**

- (1) 大阪しあわせネットワークと市町村社協・地域貢献委員会（施設連絡会）との市町村域における連携推進に向けた支援

## **<権利擁護推進室>**

### **1. 地域権利擁護総合推進事業の実施**

- (1) 市町村における成年後見制度の利用促進に係る体制整備・受け皿確保への支援
  - ① 関係機関との連携体制強化に向けた支援
  - ② 第2期 成年後見制度利用促進基本計画に沿った実践
  - ③ 社会福祉協議会や社会福祉法人が実施する法人後見事業に関する支援
- (2) 権利擁護相談に係るスーパーバイズの実施
  - ① 困難事例を抱える関係機関等に対する電話や来所等の相談
  - ② 弁護士と社会福祉士による専門的観点からの面接相談
- (3) 成年後見制度、権利擁護の関係機関・団体等に関わる人材の資質向上
  - ① 市町村や権利擁護関係機関における成年後見制度実務のスキルアップ支援
- (4) 成年後見制度並びに権利擁護に関する普及啓発
  - ① 成年後見制度・市民後見人養成等、権利擁護に関する啓発セミナー等の開催
  - ② 社会福祉法人による法人後見活動への職員養成研修の実施及び受任調整等

### **2. 市民後見人養成・活動支援事業（権利擁護人材育成事業）の実施**

- (1) 市民後見人の養成、バンク登録の実施
- (2) 市民後見人の受任調整、受任促進及び活動支援

- (3) 市民後見人バンク登録者研修、受任者懇談会等の開催
- (4) 企画会議の開催
- (5) 専門相談担当者、家庭裁判所等連絡会の開催
- (6) 大阪府・大阪市・堺市及び各社協との合同事務局会議開催ならびに各種調整
- (7) ショートムービーの活用等による市民後見人活動の普及啓発
- (8) 民法改正に伴う今後の市民後見人養成・活動支援事業のあり方検討

### 3. 日常生活自立支援事業の実施

- (1) 実施機関の实地調査及び改善状況の確認
- (2) 専門員及び生活支援員のスキルアップ研修や担当者会議の定期開催
- (3) 利用者の意思能力の審査等を行う権利擁護推進審査会の開催
- (4) 運営適正化委員会・運営監視小委員会への事業報告等
- (5) 待機者解消に向けた効果的な取り組みの促進
- (6) 制度改善を目的とした検討及び全社協、国への働きかけ
- (7) 日常生活自立支援事業の強化を目的とした調査や協議
- (8) 「頼れる身寄りのない高齢者等の課題に対応するための取組」に関する、情報収集および今後のあり方検討
- (9) 「頼れる身寄りのない高齢者等の課題に対応するための取組に係る事業」の試行的実施

## <ボランティア・市民活動センター>

### 1. 市町村社協ボランティアセンターへの支援

- (1) 市町村社協ボランティアセンターの組織強化（「質的な深まり」と「量的な広がり」）
  - ① ボランティアセンター担当職員会議の開催及びブロック担当者会議への参加
  - ② ボランティアセンター概況調査の実施
- (2) 人材養成
  - ① 各種研修会の実施

### 2. 福祉教育・ボランティア学習・体験事業の実施ならびに府内ボランティア活動の推進

- (1) ボランティア活動への参加促進
  - ① 「ボランティア体験プログラム」の支援
  - ② 「介護等の体験」調整事業の実施、福祉施設・大学等との連絡調整
  - ③ 多様な主体が取り組む福祉教育をテーマとしたセミナー等の実施
  - ④ 府内ボランティア活動の推進（大阪府市町村V連30周年記念事業との連携）
- (2) ボランティア活動の広報PR
  - ① 「ふくしおおさか（府社協機関紙）」でのボランティア情報コーナー「ボランティア OSAKA」における情報発信

- ② ボランティア市民活動センターのホームページの積極的な活用と Facebook の運営
- ③ 共同募金の広報支援
- ④ 各種研修・委員会等の職員派遣（選定委員会、新任研修、高齢者大学校、大学）

### 3. 新たなボランティア・市民活動の情報収集と支援

- (1) 「地域共生社会」の実現に向けた支援
- (2) 生活課題解決に向けた新たなボランティア・市民活動についての情報収集・発信（生活困窮者支援、市民後見人養成、民生委員・児童委員との協働、こども食堂等）

### 4. 大阪府ボランティア・市民活動センターの運営

- (1) 大阪府ボランティア・市民活動センターの運営
  - ① ボランティア・市民活動センター運営委員会の開催
- (2) ネットワーク支援
  - ① 大阪府市町村ボランティア連絡会（設立 30 周年）への支援
  - ② 大阪有償ボランティア団体連絡会への参画
  - ③ 市町村社会福祉協議会ボランティアセンター運営委員会への参画
  - ④ 「大阪ふれあいキャンペーン」（障がい分野）ワーキンググループへの参画
- (3) 保険の運営、助成金等の斡旋
  - ① ボランティア保険の運営および制度充実に向けた検討
  - ② ボランティア団体、NPO 等への助成金情報等の提供
  - ③ 大阪府地域福祉振興助成金申請受付業務の実施
  - ④ 各種表彰事務および寄贈対応

## <大阪府災害ボランティアセンター(部署内連携)>

### 1. 災害時の福祉救援ボランティア支援体制の整備

- (1) 市町村社会福祉協議会災害担当職員会議の開催
- (2) 災害ボランティアコーディネーター研修会の実施
- (3) 府域の多様な主体とのネットワークづくり（行政・NPO等・社協との三者連携）
- (4) 大阪府災害ボランティアセンター運営シミュレーションの実施
- (5) 市町村社協を中心とした市域の多様な主体とのネットワークづくり
- (6) 市町村社協のシミュレーション等への協力
- (7) 「災害時における大阪府内社協間災害ボランティアセンター運営支援者に関する相互支援協定書」にもとづく災害ボランティアセンター運営支援者の養成ならびにスキルアップ研修プログラムの整理・開発
- (8) 災害支援体制の構築の検討と府内社協間連携・情報共有のための ICT ツールの導入および活用
- (9) 令和 8 年度近畿ブロック社協災害支援研修への協力

## ＜生活困窮者支援グループ＞

### 1. 生活困窮者自立支援事業の実施

- (1) 府内社協における総合的支援展開の実践促進に係る事業実施
- (2) 府内郡部における生活困窮者自立支援事業の適正な実施および町村社協との協働の促進
- (3) 町村や関係機関と連携した住まいの相談支援の実施
- (4) 広域就労支援事業と一体となった就労及び就労体験の事業所の開拓
- (5) ひきこもりの支援および居場所づくりなど就労準備支援メニューの開発と実施
- (6) 学習支援教室や地域の関係機関と連携した居場所づくりなど、子どもの学習・生活支援メニューの開発と実施
- (7) FP（ファイナンシャルプランナー）による専門相談や無料法律相談等活用した家計相談支援事業の推進
- (8) 共同募金を活用した就労支援や学習支援等の事業促進

## ＜大阪府民生委員児童委員協議会連合会＞

### 1. 住民の立場に立った民生委員・児童委員活動の推進及び担い手確保・定着支援、幅広い世代への広報活動等の強化

- (1) 地域共生社会における地域に根ざした見守りと相談支援活動の推進
- (2) 民生委員・児童委員の担い手確保、活動環境の改善及び委員の定着支援
- (3) 子どもや若者を含めた幅広い世代に対し、民生委員・児童委員の認知度向上及び活動の魅力・やりがいを伝える PR 活動の推進
- (4) 子ども・子育ての課題に応える児童委員・主任児童委員活動の推進

## 生活支援部

コロナ特例貸付の償還管理等の円滑な実施に取り組むとともに、市区町村社協、自立相談支援機関等の関係機関との連携をすすめていく。引き続きフォローアップ支援事業を展開するなかで、借受人の生活課題に対応した支援メニューの開発を行う。

また、コロナ特例貸付の対応以外についても、物価高等で生活に困窮している方々についての対応が求められている生活福祉資金について、市区町村社協の担当職員向けの各種会議や研修・事例検討の場を活用して、生活福祉資金貸付制度の運用改善・充実、貸付を含めた社協としての総合相談支援機能の充実強化を目指す。債権管理や整理については、既に終了した貸付債権の整理等とともに、効果的、効率的な債権管理をすすめていく。

### 〈福祉資金グループ〉

#### 1. 生活福祉資金貸付事業の実施

- (1) 各資金の適正な貸付
- (2) 窓口業務を担う市区町村社協の事務費、人件費の確保に向けた取り組みの強化
- (3) 民生委員・児童委員との適切な連携の推進
- (4) 債権整理班による督促及びコールセンター、コンビニ決済等債権管理業務の推進
- (5) 不良債権の計画的整理の促進
- (6) 顧問弁護士及び警察との連携による悪質債権に対する法的対応（告訴等）の実施
- (7) 徴収不能引当金額の適切な把握と適正な償還免除の実施
- (8) 生活福祉資金貸付制度の改正等に係る委員会等への協力
- (9) 市区町村社協、自立相談支援機関、福祉事務所等との連携強化
- (10) 生活課題に対応した支援メニューの開発

#### 2. 債権管理等の推進

- (1) 適正な債権管理と償還に伴う相談対応の強化
- (2) コロナ特例貸付の償還免除・償還の円滑な実施
- (3) 市区町村社協等と連携・役割分担した、コロナ特例貸付の電話、訪問等によるフォローアップ支援の実施
- (4) 震災貸付資金等の債権整理

#### 3. 地区との情報連携の推進等

- (1) 業務システムの定着促進と情報共有の仕組みの開発
- (2) 地区からの相談対応（個別支援）や地区訪問（例：ブロック単位）実施
- (3) 各種会議・研修（事例検討会・オンデマンド研修含む）の推進

## 施設福祉部

少子高齢化および人口減少が一層進行するなか、長引く物価高騰への対応、福祉人材の確保難、さらなる処遇改善への対応など、社会福祉法人・社会福祉施設経営を取り巻く環境は、引き続き厳しい状況にある。賃金および物価の上昇が続く中で、福祉サービスの提供体制そのものが揺らぎかねない局面を迎えている。

令和 7 年度の国の補正予算において一定の対応が図られたことについては評価できるものの、現場の実態から見れば依然として十分とは言えず、令和 8 年度予算編成および介護・障害福祉サービス等報酬の期中改定において、賃上げや物価高騰に確実に対応することが強く求められている。

また、自然災害の頻発化・激甚化が進む中、災害救助において「福祉サービスの提供」が重要な役割として位置づけられるなど、災害時における福祉の果たす役割は、社会的にも一層重要性を増している。平時からの備えを含め、災害福祉支援体制の充実・強化を着実に進めていくことが必要である。

こうした情勢を踏まえ、社会福祉法人・福祉施設を取り巻く多様な課題に対する施策提案・要望活動を引き続き積極的に展開するとともに、各種制度改正への的確な対応と情報発信、人材の確保・定着・育成の推進に取り組む。あわせて、人権に配慮した利用者およびその家族のニーズに応える、安心・安全で質の高い福祉サービスの提供を支えるとともに、自然災害や感染症等のリスクに備えた体制整備を進める。

さらに、社会福祉事業・福祉サービスの充実・向上にとどまらず、地域住民が抱える生活困窮、孤独・孤立などの多様な生活福祉課題に対し、社会福祉法人・福祉施設の特徴や強みを活かし、大阪府域で展開する「大阪しあわせネットワーク」と市町村域の「地域貢献委員会（施設連絡会）」との連携による「大阪モデル」を推進し、大阪らしい地域共生社会の実現および地域における包括的・重層的支援体制の構築を推進する。

### <経営支援グループ>

#### 1. 社会福祉法人・福祉施設等の経営基盤の強化

- (1) 経営相談室等による経営相談・支援事業の実施
- (2) 公認会計士等の専門家による「自主点検事業」の実施
- (3) 公認会計士等の専門家による「経営改善支援事業」の実施
- (4) 社会福祉法人・福祉施設のガバナンス強化・透明性の高い経営の推進
- (5) 社会福祉法人・福祉施設を取り巻く課題やそれに対する好事例等の情報収集と共有
- (6) 未加入法人・施設に対する加入促進

#### 2. 地域における公益的な取り組みの推進および地域貢献委員会（施設連絡会）活動の推進

- (1) オール大阪の社会福祉法人による地域貢献事業「大阪しあわせネットワーク」の推進
- (2) 「大阪しあわせネットワーク」と「地域貢献委員会（施設連絡会）」の連携強化
- (3) 市町村の包括的支援体制と社会福祉法人等の協働による「大阪モデル」の実現
- (4) 大阪しあわせネットワーク事業創設 10 周年の成果を踏まえた次期展開の検討

### 3. 人権活動の推進

- (1) 社会福祉法人・福祉施設における虐待・権利侵害根絶に向けた研修・啓発の推進
- (2) 人権研修会等の実施、参加促進
- (3) 人権啓発活動等への参加・協力

### 4. 自然災害・感染症等に備えた取り組みの推進、災害福祉支援活動の参画

- (1) 災害福祉支援体制の充実・強化、自然災害・感染症に備えた BCP 策定・相互連携体制の構築支援
- (2) 大阪府災害福祉支援ネットワーク」への参画・協力
- (3) 「大阪府災害派遣福祉チーム（大阪DWA T）」への協力、研修事業の実施

## <施設部会グループ>

### 1. 各種施設部会の運営支援、各種別部会相互の連携強化

- (1) 施設正副部会長会議の開催
- (2) 経営者部会
- (3) 老人施設部会
- (4) 保育部会(大阪府保育士会含む)
- (5) 児童施設部会(大阪施設保母の会含む)
- (6) 母子施設部会
- (7) 成人施設部会
- (8) セルプ部会(大阪授産事業振興センターの運営を含む)
- (9) 医療部会
- (10) 従事者部会
- (11) 各種事務局の支援
  - ①近畿老人福祉施設協議会
  - ②近畿児童養護施設協議会
  - ③大阪青年経営者会
  - ④大阪福祉施設士会
  - ⑤近畿社会就労センター協議会
  - ⑥近畿社会福祉法人経営者協議会
  - ⑦近畿ブロック保育協議会

### 2. その他

- (1) 救護施設の専門性を活かした「ホームレス巡回相談指導事業」の協働実施
- (2) 「大阪授産事業振興センター」の運営
- (3) 事務局業務の生産性向上・効率化を目指した ICT・アウトソーシング等の活用

## <社会貢献推進室>

### 1. 「大阪しあわせネットワーク」の運営支援 ※施設種別部会との連携

- (1) 「社会貢献基金運営委員会」の開催

- (2) 「社会貢献基金」の管理
- (3) 「しあわせネットワーク」の配置
- (4) 「大阪しあわせネットワーク支援システム（アプリ版含む）」「ポータルサイト」「SNS」の充実と管理・運営
- (5) 社会福祉法人のコミュニティソーシャルワーカー（CSW）や地域貢献支援員（スマイルサポーター）の活動支援および事業の運営支援
  - ① 各種研修会の開催、CSW 連絡会等の開催と運営支援
  - ② CSW と地域貢献支援員（スマイルサポーター）の連携・促進
- (6) CSW マイスター等基幹的人材の養成強化
- (7) 社会福祉法人の地域貢献事業の“見える化”のための実践の集約および発信
- (8) 社会福祉法人による地域貢献実践の研究と推進
  - ① 総合生活相談事業（生活困窮者レスキュー事業）の支援内容や制度の狭間の課題についての分析・提言・発信
  - ② 社会福祉法人の地域貢献実践「認定就労訓練事業（中間的就労）」「居住支援」「権利擁護事業（法人後見）」「ヤングケアラー」等の研究と推進
- (9) 各施設種別部会の取り組みとの連携強化

## 2. 包括的な支援体制の構築に向けた協働の推進および事業実施体制の強化

- (1) ブロック域および市区町村域における総合相談支援体制の仕組みづくりやネットワーク構築など協働の推進
- (2) 市区町村域における先駆的実践の集約および発信
- (3) 市町村社協および「地域貢献委員会（施設連絡会）」との連携促進
  - ① 市区町村域しあわせネットワーク体制整備助成事業の実施
  - ② 市町村社協や地域貢献委員会（施設連絡会）との連携会議等の開催
  - ③ 地域貢献委員会代表者会議（経営者部会）および地域貢献委員会担当者会議との連携・協力
- (4) 業務の標準化や効率化に向けた ICT 化の推進及び AI の活用の検討

## 3. 大阪しあわせネットワーク広報事業の継続実施

- (1) 令和7年度広報の成果を踏まえ、広く府民・関係者向けの広報事業を継続
- (2) 地域貢献委員会の活動等を発信し、社会福祉法人への共感と信頼を高め、地域共生社会の実現につなげる。

## 4. 全国・各都道府県等と連携した社会福祉法人の地域貢献事業の推進

- (1) 全国社会福祉法人経営者協議会や近畿ブロック社会福祉法人経営者協議会等と連携および情報共有
- (2) 全国・各都道府県等の先駆的実践の情報収集・意見交換

## 大阪福祉人材支援センター

コロナ渦を経て社会的孤立や虐待、格差の拡大、排除など社会的な問題も一層複雑化・多様化している。また、近年の社会的な賃上げの流れのなか福祉人材の確保・育成・定着が引き続き喫緊の課題である。

人材育成・定着では、集合研修での学び合いの場とともに、オンラインやオンデマンドも含めて福祉現場の職員が広く学ぶ機会を提供し、福祉に関わる制度・施策の動向や福祉の理念・価値について、研修内容の一層の充実化を図り、福祉業務に携わる人材のスキルアップにつなげていく。また、階層ごとの専門性の高い人材の養成および定着支援に資する取り組みを強化し、離職防止や働きやすい職場づくりを進めるための研修会等を拡充していく。

人材確保においては、まずは無料職業紹介事業の機能強化を目指し、求人・求職登録を迅速に取り行うとともに、求人・求職のマッチング支援を進めていく。福祉の仕事に関心をもち進路・職業の選択肢として考えてもらえるよう、特に若い世代や若者を取り巻く大人への福祉や福祉の仕事についての啓発・魅力発信に注力する。高校へのアプローチを強化し、取り組みにあたっては福祉・保育系大学等との連携を図りながら実施する。

### <研修グループ>

#### I. 質の高い福祉人材の養成

##### 1. 福祉人材に必要な研修の企画・実施

- (1) キャリアパス対応生涯研修(4階層)
- (2) 保育部会主催の「保育士等キャリアアップ研修」の研修運営の実施
- (3) 人権研修(社会的孤立、虐待、自殺、多様性等)
- (4) 各研修を通じて、特に中堅層を対象としたフォローアップ企画の充実

##### 2. 地域福祉を推進する人材養成研修の企画・実施

- (1) 地域共生社会の構築をめざした市町村社会福祉協議会職員等に対する研修
- (2) 地域福祉のコーディネータースキルアップ(CSW等)研修
- (3) 民生委員児童委員・主任児童委員研修
- (4) ソーシャルインクルージョン研修、地域協働研修

##### 3. 福祉専門職の養成、福祉専門資格の取得支援研修の企画・実施

- (1) 認知症介護専門研修(実践者・開設者・管理者・小規模多機能)
- (2) 喫煙吸引等に関する研修
- (3) 教育・保育施設従事者の育成のための研修
- (4) 救護施設・障がい施設等福祉従事者の育成のための研修
- (5) 児童福祉施設の人材確保と育成のための研修
- (6) 階層別人権研修、ハンセン病に関する研修等さまざまな人権研修
- (7) 保健師・看護師、栄養士・調理師に対する研修

#### 4. 社会福祉施設役職員等の経営力ならびに専門性を高める人材養成研修の企画・実施

- (1) 法人・施設の経営やリスクマネジメント等に関する研修
- (2) サービスマナーや援助技術に関する研修
- (3) 施設職員のメンタルヘルスに関する研修
- (4) 施設種別・階層別職員専門研修
- (5) スーパーバイザー等リーダー職員の養成研修
- (6) 離職防止と定着促進支援に関する研修

## II. 新たな福祉の動向に対応する人材養成

### 1. 新たな福祉の動向に対応した研修の企画・実施

- (1) 「頼れる身寄りのない高齢者等の課題に対応するための取り組み」に関する研修
- (2) 生産性向上のための ICT、AI 等のテクノロジーの理解と活用に関する研修
- (3) 「コロナ特例貸付フォローアップ事業」(オンデマンド研修)

## <人材確保グループ><人材支援グループ>

### I. きめ細やかなマッチングの強化と定着促進

#### 1. 福祉人材の求人・求職の支援

- (1) 求人・求職登録の迅速な実施
- (2) 職業紹介、就労相談の実施
- (3) 求人・求職マッチング支援（求職者への個別支援）
- (4) 求人情報等の関係機関への情報提供
- (5) 介護の資格届出制度の実施

#### 2. 事業所の支援

- (1) 事業所訪問によるニーズ把握の実施
- (2) 離職防止や定着促進をテーマとする研修等の実施

#### 3. 広報・啓発、関係機関との連携強化

- (1) 福祉人材支援センター利用促進のための広報・啓発
- (2) キャリアセンター等との関係づくりと学生への情報提供・発信強化
- (3) 福祉施設、養成施設、府教育庁、ハローワーク、就職支援機関、職能団体等との連携・協働の強化
- (4) 大阪府福祉人材センター運営委員会の開催

## II. 福祉人材のすそ野拡大に向けた多様なアプローチ

### 1. 合同求人説明会等の実施

- (1) 福祉の就職総合フェア（春フェア）の開催
- (2) 介護のしごと就職相談会・面接会の開催

## 2. 介護人材確保・職場定着支援事業の実施

- (1) 参入促進・魅力発信
  - ① インターンシップ・職場体験登録者の拡充ならびに体験促進
  - ② 受入事業所向け研修会の実施
  
- (2) 関係機関と・団体との連携・協働
  - ① OSAKA しごとフィールドとの連携によるセミナー等の実施
  - ② ハローワークと連携した相談コーナー設置やセミナー等の実施とマッチング支援
  - ③ 市町村、福祉関係団体主催の就職イベントへの参画
  - ④ 大学や専門学校、研修施設等での就職ガイダンスの実施
  
- (3) プラットフォーム政策と連動した効果的な事業展開

## 3. 修学資金貸付の実施

- (1) 介護福祉士修学資金等貸付制度の実施
- (2) 保育士修学資金貸付等制度の実施
- (3) 介護分野就職支援金や福祉系高校修学資金の実施
- (4) 債権管理の推進

## 4. 大阪府保育所・保育士支援センター事業の実施

- (1) 保育士・保育所支援センターの運営 (法定化にともなう関係機関との連携強化)
- (2) 保育士体験事業の実施
- (3) 潜在保育士等を対象とした復職支援セミナーの実施
- (4) 就職ガイダンス及び現役保育士との交流会の実施
- (5) 施設見学会&就職相談会の実施
- (6) 保育士養成施設との連携強化

## 5. 障がい福祉人材確保事業の実施

- (1) 障がい福祉のしごと就職相談会&面接会の実施
- (2) 職場体験・インターンシップ事業の実施

## 6. 振興基金を活用した事業の実施

- (1) 児童分野現場体験事業の実施
- (2) 夢体験事業の実施

## III. 福祉の魅力発信と将来的な福祉人材の確保

### 1. 出前講座等による発信（教育関係機関等との連携）

- (1) 高校生を対象とした出前講座・フクシのおしごと体験の実施
- (2) 高校へのアプローチ（情報提供等）の推進

- (3) 「ふくしおおさか特別号」(府社協機関紙/府内全高等学校に配布)での発信
- (4) 福祉系大学と連携した福祉の魅力発信
- (5) 高校生を対象にした保育の魅力発信

## **2. プレインターンシップ事業の実施**

- (1) 福祉・介護の現場を知るコンテンツや職場体験ができる場を提供(主に高校生や大学1~2回生を対象としたプログラムの提供)
- (2) インターンシップ・職場体験ツアの実施

## 運営適正化委員会

福祉サービス利用援助事業(日常生活自立支援事業)の適正な運営の確保と、福祉サービスに関する利用者等からの苦情相談に適切に対応し、福祉サービス利用者の権利擁護に努めるとともに、事業者における苦情解決機能の拡充を図り、福祉サービスの質の向上に繋げる。

運営適正化委員会においても頼れる身寄りがない高齢者等への対応事業の実施主体への監視、契約者からの苦情等について対応することになることが予測されることから動向を慎重に見定め、事業展開していく必要がある。

### 1. 日常生活自立支援事業の適正な運営確保

- (1) 「頼れる身寄りのない高齢者等の課題に対応するための取組に係る事業」に対する運営監視事業の展開
- (2) 利用者の権利擁護の視点で支援の適切化を調査
- (3) 事業におけるヒヤリハット事例検討作業の開始(事故等の発生した社協への監査)
- (4) 事業の円滑な推進を図るために、大阪府社協権利擁護推進室、大阪市社協あんしんサポート、堺市社協との連携の充実

### 2. 福祉サービスに関する苦情相談への対応

- (1) 福祉サービス苦情解決小委員会の開催および個別の苦情相談対応
  - ① 現状に見合った苦情解決小委員会委員構成の見直し
  - ② 頼れる身寄りがない高齢者等への対応を見据えた苦情解決事業の展開
  - ③ 相談者の課題に対応するための検討
  - ④ 相談援助の視点での支援体制の充実
- (2) 事業者における苦情解決機能の拡充・支援
  - ① 苦情解決第三者委員の設置促進および機能拡充のための支援
  - ② 福祉サービス事業者への巡回訪問調査
  - ③ 第三者委員および苦情解決責任者、苦情受付担当者研修会の開催
  - ④ 事業所での苦情解決研修の企画・講師派遣
  - ⑤ 福祉サービス事業者への出前講座等アウトリーチ型による苦情解決体制づくり支援
  - ⑥ 福祉サービス事業所におけるカスタマーハラスメントの対応力の向上支援
- (3) 広報啓発活動の強化
  - ① 大阪府との連携による集団指導を活用した、ポスター、パンフレット等の配布
  - ② 発信力を強化したホームページによる情報提供
  - ③ AIを活用したFAQの検討と構築
- (4) 各関係機関との連携強化・専門性の向上
  - ① 大阪府・大阪市福祉部局、市町村社協をはじめ国保連・弁護士会など各相談機関、関係機関との情報共有の推進強化
  - ② 全社協主催の運営適正化委員会事業研究協議会・全国相談員研修、近畿ブロック担当者会議、その他各種研修への参加